

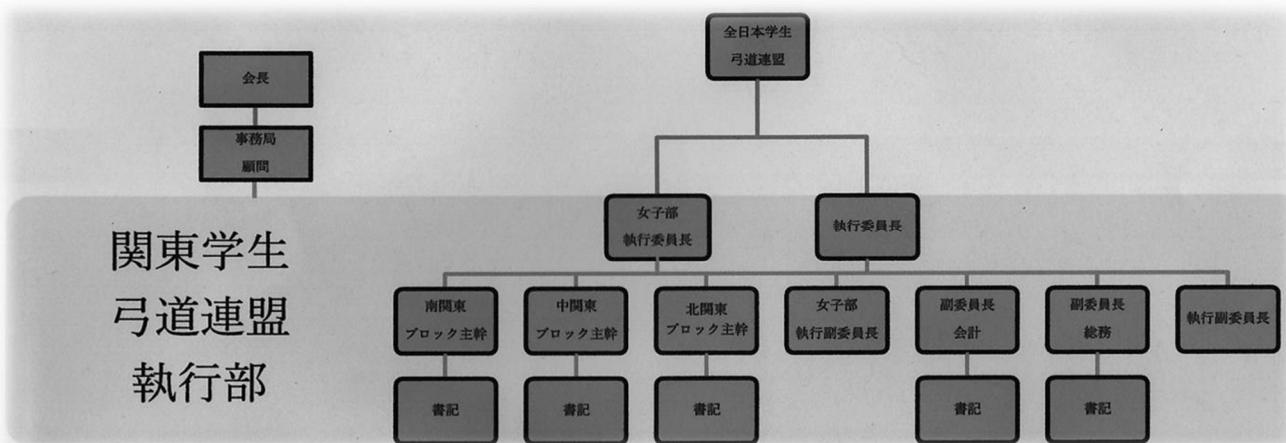
第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は、関東学生弓道連盟と称す。
- 第 2 条 本連盟は、弓道を通じて関東地区大学弓道部相互の親睦と人格高揚を図り、併せて斯道の研究と発展とを期するを以って目的とする。
- 第 3 条 本連盟は、全日本学生弓道連盟に加盟し、その傘下に入って協力する。

第 2 章 組 織

- 第 4 条 本連盟は、加盟せる関東地区の大学弓道部(以下「各校」という。)を以って組織する。
- 2 関東地区は、次の三ブロック 7 県から成る。
- 一、 北関東ブロック…茨城・栃木・群馬の各県
 - 二、 中関東ブロック…埼玉・千葉の各県
 - 三、 南関東ブロック…神奈川・山梨の各県

3 組織図



- 第 5 条 本連盟の本部は当番校に置く。

第 3 章 事 業

- 第 6 条 本連盟は、第 2 条の目的達成のため、次の事業を行なう。
- 一、 関東学生弓道選手権大会を開催する。
 - 一、 関東学生弓道選手権春季トーナメント大会を開催する。
 - 一、 全関東学生弓道選手権大会を共催する。

- 一、他の弓道団体及び各種運動団体との連絡を協調する。
- 一、毎年1回以上会報を発行する。
- 一、連盟誌「道」の発行(年1回)
- 一、その他本連盟の目的に応える事業。

第4章 役員

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 一、副会長 若干名
- 一、顧問 若干名
- 一、事務局長 1名
- 一、副事務局長 若干名
- 一、執行委員長 1名
- 一、副委員長 若干名
- 一、女子部執行委員長 1名
- 一、女子部執行副委員長 1名
- 一、委員 各校毎 2名
- 一、中央委員 2名

第8条 男女両執行委員長及び副委員長の任期は、9月1日より翌年の8月末日までの1年間とする。ただし、再選はこれを妨げない。

- 2 書記の任期は9月1日より翌年の8月末日までの1年間とする。ただし、再選はこれを妨げない。また、補欠により役員となりたる者の任期は前任者の残余期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生役員以外の役員の任期は、9月1日より翌々年の8月末日までの2年間とする。ただし、再選はこれを妨げない。また、補欠により役員となりたる者の任期は前任者の残余期間とする。

〔第1節 会長・副会長〕

第9条 会長・副会長は、委員会の決議により推薦する。

第10条 会長は、本連盟を代表する。副会長は、会長事故ある時これを代理する。

〔第 2 節 顧問・事務局〕

- 第 11 条 本連盟は、必要により顧問を置くことができる。顧問は、各大学弓道部顧問・OB より委員会の決議により会長これを委嘱する。
- 2 本連盟は、会長の下に事務局を置く。事務局は、各大学弓道部指導者より委員会の決議により会長これを委嘱する。(事務局の構成員については、会長が委員会に推薦する。)
- 第 12 条 顧問・事務局は、本連盟の運営の円滑化の為の助力に当たる。
- 2 事務局は、会長、委員長と連絡を密にするとともに、会長名による文書作成及び会長印の保管を行う。
- 3 事務局は、会長招集の会議、会合の事務を行う。

〔第 3 節 執行委員長・副委員長・女子部執行委員長〕

- 第 13 条 執行委員長は、当番校の委員を以ってこれに充てる。
- 第 14 条 副委員長は、次期執行委員長たる委員、各ブロック主幹、総務、会計を以ってこれに充てる。
- 第 15 条 執行委員長は、本連盟の会務を總理する。次期執行委員長たる副委員長は、委員長に事故ある時、これを代理する。
- 第 16 条 女子部執行委員長は、当番校より選出する。ただし、当番校より選出できない場合は、同一ブロックの加盟校より選出できるものとする。

〔第 4 節 委員〕

- 第 17 条 委員は、各校より 2 名選出する。
- 2 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の任期は 2 年とし、毎年 1 名ずつ交代するものとする。ただし、事情ある場合はこの限りでない。
- 3 各校の役員改選に伴い、委員を交代した場合は、直ちに連盟本部にその旨を届け出なければならない。
- 第 18 条 委員は、本部並びに各校との連絡を密にし、自己の所属する弓道部の活動予定及び活動状況を本部あて報告する義務を負う。
- 第 19 条 委員が委員長に選出されたる大学は、直ちに代理の委員を補充する。
- 2 前項により補充されたる委員は専任委員となり連盟の庶務及び会計を処理する。

第 20 条 必要に応じ専任委員補佐を置くことができる。

〔第 5 節 中央委員〕

第 21 条 中央委員は、委員長・次期委員長たる副委員長をもってこれに充てる。

第 22 条 中央委員は、本連盟加盟校を全日本学生弓道連盟に登録し、その他連絡を図る。

第 5 章 会議

第 23 条 本連盟の会議は、委員会とする。

第 24 条 委員会は、本連盟の最高の議決機関であり、全事項を決定し、これを行なう。

2 委員会は、各校 2 名以内出席のこととする。

3 委員会は、原則として各校 1 票の議決権を有する。

4 委員会は、会計監査を行なう。なお委員は隨時会計の監査を請求できる。

第 25 条 定例委員会は、毎年 5 回開催する。開催地は委員長がこれを決定する。

第 26 条 すべての会議の議長は、委員長がこれに当たる。

第 27 条 委員会は、加盟校の過半数の出席に満たない場合、議決をしない。ただし、委任状をもって出席と認めることができる。

第 28 条 委員会の議事は、出席加盟校の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第 6 章 加盟・脱退及び懲戒

第 29 条 本連盟に加盟せんとする大学は、会長宛書面を以って申込み、委員会の承認を受けることを要する。

2 加盟申請条件は、次のとおりとする。

一、 学校の認める唯一の団体であること。

二、 部員登録数は、男子 5 名以上ないし女子 3 名以上であること。

3 短期大学で、学校法人が同一の場合、中央委員会の承認に基づき同一学校法人大学と統一しての加盟を認める。

4 ただし、脱退した大学は、脱退の日より 4 年は加盟申請することができない。また、除名された大学は再加盟申請することができない。

第30条 連盟を脱退せんとする大学は、会長宛書面を以って届け出し、委員会は、正当なる理由を認めた場合、連盟脱退を許可する。

- 2 定例会への参加を 5 回続けて無断欠席した加盟校は、委員会において脱退を審議し、委員会出席加盟校（ただし、委任状を含まず）の 3 分の 2 以上の決議により脱退させることができる。
- 3 本連盟主催の大会に最後に参加した日より 2 年間不参加の加盟校は、委員会において脱退を審議し、委員会出席加盟校（ただし、委任状を含まず）の 3 分の 2 以上の決議により脱退させることができる。

第31条 本連盟は、加盟校中、不都合なる行為のありたるときは、懲戒手段を講ずることができる。

一、次のイ、ロ、ハに該当する場合は、罰金とする。

イ、締切日に遅れた場合

- ① 関東学連関係… 1 件につき一律 3,000 円也
- ② 全日・都学関係… 1 件につき一律 5,000 円也

ロ、定例委員会に無断欠席した場合

1 校につき一律 3,000 円也

ハ、大会等の運営に重大な支障をきたした場合

1 校につき一律 5,000 円也

二、前記一による罰金を、次回定例委員会開催日までに払わない場合、本連盟が取扱う大会・試合・予選会への参加権を剥奪することができる。ただし、大学行事等の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

三、加盟校のうち、不都合な大学があった場合は、委員会で審議し、その大学を除名することができる。

第 7 章 会 計

第32条 本連盟の会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月末日までの 1 年間とする。

第33条 本連盟の会計事務は、専任委員がこれに当たる。

第34条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- 一、各加盟校の連盟費・部員登録料
- 二、各加盟校の大会参加費
- 三、補助金
- 四、寄付金及びその他の収入

- 第35条 連盟費は、各校 1 カ年金 8,000 円とし、毎年 9 月末日までに、本部へ納入することを要する。
- 2 部員登録料は、1 人 1 カ年金 700 円とし、毎年 3 月末日までに本部へ納入することを要する。
- ただし、追加部員登録は、基本的に毎年 9 月末日までこれを認める。
- 3 本連盟へ新たに加盟した大学は、加盟したる日より 20 日以内に連盟費及び部員登録料を納入することを要する。
- 第36条 前 2 条の収入は、一度納入された後は、如何なる理由があるといえども返還しない。
- 第37条 補助金・寄付金等は、直接または間接に本部において受領する。
- 第38条 会計は、事業計画予算並びに決算報告を委員会に提出し、承認を受けなければならぬ。
- 第39条 会計は、会計簿を作成し、常に会計状態を明らかにすることを要する。また、委員より監査請求ありたるときは委員会に公開されねばならない。
- 第40条 会計は、年度末に決算報告書を作成し、各校に報告しなければならない。

第 8 章 審判規定

- 第41条 審判規定は次の規定に従う。
- 一、競技には審判員を置く。
- 二、審判は、本連盟が指名した各校の委員がこれに当たる。
- 三、審判は、本連盟競技規定に基づきこれに従う。
- 四、審判員の裁定には、必ず服さねばならない。
- 五、次の各項に該当する者は失格とする。
- イ、審判員の裁定に服さない者
- ロ、正当なる理由なくして、指定の時刻に出場しない者
- ハ、競技及びその進行、会場の整理等に妨害、支障をきたした者
- ニ、その他競技規則に反した者

- 第42条 的中規定は次の規定に従う。
- 一、次の諸項に該当する矢は中りとする。

- イ、 的輪内にて的枠に入りたる場合。但し、矢折れ、筈の飛びたる、又は矢の一部が、塹内（塹敷を含む）に接触している場合も中りとする。
 - ロ、 矢、的を射抜きて塹に深く入り、的面に見えざる場合。
 - ハ、 的枠の合せに中りたる場合。
- ニ、 矢筈(的輪の内外いずれに在るを問わず)を射て中りたる場合。
 - ホ、 矢、中り、的転落し、矢的につきいたる場合。
 - ヘ、 的枠を内側より外に射抜きたる場合（ただし、的枠が破損したる時は、外れとする。）。
- 二、 次の事項に該当する矢は外れとする。
- ト、 候串に中りたる場合。
 - チ、 矢掃き中りたる場合。
 - リ、 中り矢が的または枠に当たり、飛び返りたる場合。
 - ヌ、 矢、中り、的転落し、矢、的より離れたる場合。
 - ル、 的枠の外より射抜きたる場合。
 - ヲ、 矢の筈を射て外れたる場合。

第43条 第42条の規定に当たらざる場合は、審判の判断によりこれを決定する。

第9章 競技規定

〔第1節 総則〕

- 第44条 本連盟が主催する全ての競技は、日本弓を以ってこれを行う。
- 第45条 本連盟主催の全ての競技における出場資格は、本連盟加盟校に限る。
- 第46条 出場選手は、加盟大学の在学生にして本連盟に登録した者に限る。ただし、当該大学通常在籍期間中とし、留年により通常在籍期間を超える者の出場資格はこれを認めない。ただし、休学はその限りにあらず。（普通大学4年、短大2年、医系大6年）
- 2 本連盟への登録は、全日本学生弓道連盟の部員登録がこれを兼ねる。
- 第47条 本連盟が主催する全ての競技は、原則として如何なる天候であろうとも決行するものとする。ただし、決行が不可能と判断した場合は、変更することができるものとする。
- 第48条 引直しは打起こしを開始したる後はこれを許さず。ただし試合運営上に支障の

生じる場合を除く。

- 第 49 条 本連盟主催の近的競技においては、原則として枠の深さ 9 センチ以上の直径 36 センチの星的を使用する。ただし、星は直径 12 センチとする。
- 2 近的競技の遠近競射の際は直径 36 センチの線的を使用する。
- 第 50 条 36 センチの的の位置は、地上約 9 センチにして候串を使用する。
- 2 近的競技において 36 センチの的以外の的を使用する場合、その的の中心を 36 センチの的の中心に揃えてかける。
- 第 51 条 近的競技においては射位より的面までの距離は 28 メートルとする。
- 第 52 条 団体戦の際、的中数同数の場合は、競射終了後直ちに各射手一手を以て競射。尚、一手にて勝敗を決定せぬ場合は、各射手 1 本を以って競射し、勝敗の決するまで続行する。
- 第 53 条 競技中の矢返しは原則として認めない。
- 第 54 条 勝敗は的中数の多少によりこれを定める。
- 第 55 条 自立から他の立への移動はこれを認めず。また、自立内での立順変更もこれを認めず。
- 第 56 条 本連盟の主催する大会における介添え・監督等は、次の規定に従う。
- 一、 射手が打ち起こしてのち離れを行うまで、介添え・監督等その射手に対する一切の指導及び発声を禁ずる。
- 二、 射手が射位にある時、介添え・監督は以下の行為をしてはならない。
- イ、 射手の体に触れる指導を行うこと。
- ロ、 選手の狙いを見て伝えること。
- ハ、 射位より前に出ること。
- ニ、 射手が審判の死角となる位置へ出ること。
- 三、 以上の行為を故意に行った場合は、当該選手の引いた矢を無効とする。

〔第 2 節 関東学生弓道選手権大会〕

- 第 57 条 団体選手権、個人選手権の両競技試合を行なう。
- 第 58 条 本大会は、年 1 回秋に行なう。
- 第 59 条 本大会は、男子の部・女子の部共に予選並びに決勝戦より成る。
- 第 60 条 本大会は、本連盟に部員登録してある者が出場権を有する。

- 2 出場者名簿は、登録締切日迄に、これを提出することを要する。
- 3 出場者名簿に登録無き者は、出場する事を不得す。また、出場したる場合は、その者の記録を無効とする。

◇ 予選

- 第 61 条 団体予選は、各ブロックリーグ戦を以て行なう。
- 2 予選日程は、別に定める付則に基づき、7月末日までに各ブロック主幹たる副委員長が決定する。
 - 3 一度決定した日程は、原則として変更を認めない。ただし、台風等天候により試合決行が不可能となった場合は、執行委員長の了解を得て、指定された予備日に変更することができるものとする。
 - 4 試合実施不可能となった場合、当該大学は、理由を連盟及び相手校に書面を以って通知することを要する。
- また、試合実施を不可能とした大学は、男子においては 160 射 0 中、女子においては 80 射 0 中として不戦敗とする。
- 第 62 条 各ブロックを I 部・II 部・III 部・・・に分かち、各部内総当たり制とする。ただし、各部の構成は原則として 5 校とし、その変更には委員会の承認を要する。
- 第 63 条 新加盟校は、最下部に属するものとする。ただし、リーグ戦の構成上、4月末日までに文書をもって参加意思の届け出を要する。
- 第 64 条 出場選手は、男子 4 人 2 立計 8 人、女子 4 人 1 立とする。ただし、部員数少數の大学においては、男子 4 人 1 立 3 人 1 立計 7 名、女子 3 人 1 立でも団体として認める。
- 2 男子団体において男子部員が 7 名未満のときは、女子の参加を 2 名まで認める。ただし、その女子は女子団体には登録できない。
- 第 65 条 試合開始前に、当日の試合に出場する選手男子 8 名(外補欠 4 名)、女子 4 名(外補欠 2 名)を審判員及び相手校に書面をもって通知することを要する。
- 第 66 条 男子の部においては、4 射ごとに先攻と後攻は入れ替わるものとする。
- 第 67 条 試合中の選手交代は 5 射目よりこれを認める。ただし、交代は、立の交代時にこれを行ない、交代以降の再出場は認めない。
- 2 一射手 1 立二手まで射るものとする。

- 第 68 条 矢数は 1 校男子 160 射、女子は 80 射とし、男子 1 立 4 人、女子は 4 人順立とする。
- 第 69 条 総的中数には、同中競射の矢数は加算しない。
- 第 70 条 予選の結果は、副委員長を通じて本部へ速やかに報告されねばならない。
- 第 71 条 各ブロック I 部 1 位校は決勝大会への出場権を得る。
- 第 72 条 団体戦順位は、勝率・総的中数・直接対決勝敗、前年度リーグ戦順位の順により決定する。
- 2 総行射数は、男子 640 射、女子 320 射を原則とする。
- 3 不戦勝の場合は、試合予定日に男子 160 射、女子 80 射行射するものとする。ただし、会場等の都合により行射できない場合は、別に定めた日に行射するものとする。
- 4 試合数が規定に満たない場合は、別に定めた日に男子 160 射、女子 80 射行射するものとする。
- 第 73 条 各部の入替戦を行なう。
- 第 74 条 入替戦は、リーグ戦と同様の形式に従うものとする。
- 第 75 条 個人戦は、本リーグ戦に全試合出場し 80 射行射した者を対象とする。
- 第 76 条 個人戦の順位は、的中数の多い順に決定する。同的中数の場合は同位とする。

◇ 決勝戦

- 第 77 条 団体戦決勝戦は、各ブロック I 部 1 位校計 3 校によって行なう。
- 第 78 条 試合形式は、リーグ戦に準ずるものとする。
- 第 79 条 個人戦の順位は、第 75 条及び第 76 条により決定する。
- 第 80 条 前条に係わらず、1 位相当者が複数いる場合は、決勝大会にて 20 射を行射してその順位を決定する。同中の場合は、射詰で決定する。ただし、直径 24 センチの星的（八寸的）を使用する。
- 2 団体戦は優勝以下 3 位、個人戦は優勝以下 6 位まで、及び皆中者を表彰する。
- 第 81 条 本大会において、団体戦で優勝した男女各大学は、全日本学生弓道王座決定戦並びに全日本学生弓道女子王座決定戦に、また、個人 戦において上位 3 名までの

者は、東西学生弓道選抜対抗試合並びに女子東西学生弓道選抜対抗試合に、それぞれ本連盟を代表して出場する資格を得る。ただし、全日本学生弓道連盟正加盟校に限る。

- 2 前項において、的中数により規定人数を超えた場合、該当する者は決勝大会にて 20 射を行って、その残りの代表選手を決定する。同中の場合は射詰で決定する。ただし、直径 24 センチの星的（八寸的）を使用する。
- 3 不測の事態により、本大会の全部または一部が中止となった場合には、本連盟の定める方法により、全日本学生弓道王座決定戦並びに全日本学生弓道女子王座決定戦及び東西学生弓道選抜対抗試合並びに女子東西学生弓道選抜対抗試合の本連盟からの代表を決定する。

〔第 3 節 関東学生弓道選手権春季トーナメント大会〕

- 第 82 条 団体戦、個人戦の両競技試合を行う。
- 第 83 条 本大会は、年 1 回春に行う。
- 第 84 条 本大会は、男子の部・女子の部共に予選並びに決勝戦より成る。
- 第 85 条 男女とも本大会出場の可否は、登録締切日までに本部に連絡する事を要する。ただし、連絡無き大学は、出場する事を得ず。

◇ 予選

- 第 86 条 予選の日程は、各ブロック主管たる副委員長によって決定する。
- 第 87 条 各校男子 2 チーム、女子 2 チームまで団体戦の出場権を有する。
- 第 88 条 登録選手は、各チーム男子 8 人、女子 6 人までとする。
- 第 89 条 出場選手は、各チーム、男子 5 人 1 立、女子 4 人 1 立とする。ただし、部員数少数の大学においては、男子 4 人 1 立、女子 3 人 1 立でも団体として認められる。
- 2 男子団体において男子部員が 4 名未満のときは、女子の参加を 1 名まで認める。ただし、その女子は女子団体には登録できない。
- 第 90 条 団体戦予選はブロックごとに行う。
- 2 一次予選は、1 チーム男子 40 射（1 人 4 射 2 回）、女子 32 射（1 人 4 射 2 回）とし、的中上位 8 位相当チームが二次予選の出場権を得る。〔※ 8 位同中

競射は行わない】

- 3 二次予選は、1チーム男子20射（1人4射）、女子16射（1人4射）とし、一次予選、二次予選合計（男子60射、女子48射）の団体総的中上位4チームが決勝大会の出場権を得る。
- 4 同中の場合は、一手競射及び1本競射により順位を決定する。

第91条 団体戦予選の選手交代は、1立目終了後2立目からとする。ただし、交代した選手は再出場を認めない。

第92条 団体戦予選出場選手（男子選手5名・補欠2名、女子選手3名・補欠2名）は、主将会議において書面を以って提出することを要する。

第93条 同じ大学であっても他のチームとの選手の交代は認めない。

第94条 予選の立順は、連盟本部に一任するものとする。

第95条 団体戦立制限時間（行射開始の合図から落の4本目離れまで）は、予選・決勝戦共に順立にて男子9分30秒、女子8分30秒とする。

第96条 個人戦一次予選は、各自4射とし、男子4射3中以上、女子4射2中以上が二次予選へ進出する。ただし、競技の進行上、団体戦終了時において、個人戦終了時において、個人戦登録者で二次予選を皆中しても、団体戦出場者の上位5名の的中を上回る可能性がない者は、二次予選を打ち切る場合がある。

- 2 二次予選は、各自4射とし、一次予選、二次予選の合計的中上位5名が決勝大会の出場権を得る。5位相当者が同中の場合は、射詰（6射目より八寸的を使用する）で決定する。ただし、皆中者（8射）が5名を超える場合は、同中競射を行わず、皆中者は決勝大会の出場権を得る。
- 3 団体戦出場者は、団体戦予選の成績を以って個人戦予選の成績とする。

◇ 決勝戦

第97条 決勝戦は、各ブロック代表4チーム、計12チームによって行う。

第98条 決勝トーナメント進出戦は、1チーム男子40射（1人4射2回）、女子32射（1人4射2回）とし、的中上位8チームが決勝トーナメントの出場権を得る。

- 2 決勝トーナメント一回戦の表に入る位置は、決勝トーナメント進出戦の的中上位から順に定められた位置とする。同中の場合は、団体予選（男子60射、女子48射）の的中を加算する。更に同中の場合は、抽選により決定する。

- 第 99 条 原則として、一対戦は両校同時(同一立)にて行うものとする。ただし、トーナメント表の上（又は左）に位置するチームが前射場に入るるものとする。
- 第 100 条 決勝トーナメントは、一対戦を一試合と認定し、1 チーム男子 20 射（1 人 4 射）、女子 16 射（1 人 4 射）とする。
- 第 101 条 団体戦決勝戦出場選手(男子選手 5 名・補欠 3 名、女子選手 4 名・補欠 2 名)は、主将会議において書面をもって提出することを要する。
- 第 102 条 選手交代は、予選・決勝戦とも対戦終了直後に大会本部へ書面を以て提出することを要する。ただし、招集時間を過ぎてからの交代は認めない。
- 2 予選にて選手交代をした選手も出場できる。また、団体戦決勝の選手交代は、
1 立目終了後 2 立目からとする。ただし、交代した選手は再出場を認めない。
- 第 103 条 個人戦決勝戦は、男子・女子共に各ブロック代表 5 名、計 15 名によって行う。ただし、予選において皆中者がブロックの選出定数（5 名）を超えた場合は、その人数を加えた人数によって行う。
- 2 個人戦決勝戦出場者で、団体戦決勝戦に出場する者は、決勝トーナメント進出戦の成績を以って個人戦決勝戦の成績とする。
- 第 104 条 個人戦決勝戦は、男子・女子共に各自 8 射の的中数により順位を決定する。ただし、同中の場合は、個人戦予選（8 射）の的中を加算する。更に同中の場合は、優勝決定戦は射詰により決定する。
- 2 決勝射詰は、直径 24 センチの星的（八寸的）を使用する。
- 第 105 条 個人戦の優勝以外の順位は、直径 36 センチの線的を使用し、遠近競射により決定する。
- 第 106 条 団体戦は優勝以下 3 位、個人戦は優勝以下 5 位までを表彰する。
- 第 107 条 決勝大会において O B 対抗戦を開催する。
- 2 O B 対抗戦の出場は、各校 4 人立ち 1 チームとする。
- 3 予選は 12 射(一人 4 射)とし、的中上位 4 チームが決勝トーナメントの出場権を得る。ただし、同中の場合は、年齢の大きいチームを上位とする。同年齢の場合は、抽選により決定する。
- 4 決勝トーナメントに入る位置は、予選的中上位から順に定められた位置とする。
- 5 決勝トーナメントは、一対戦を一試合と認定し、1 チーム 12 射(1 人 4 射)の的中により勝敗を決する。ただし、同中の場合は、抽選により決定する。
- 6 優勝チームを表彰する。

〔第 4 節 全関東学生弓道選手権大会〕

第 108 条 本連盟が共催する全関東学生弓道選手権大会に関しては、東京都学生弓道連盟と本連盟が共同で制作する実施要項、運営要項並びに各種細則などに則るものとする。

〔第 5 節 全国大学弓道選抜大会関東地区予選〕

第 109 条 全国大学弓道選抜大会関東地区予選は、関東学生弓道選手権春季トーナメント大会ブロック予選(以下「予選」という。)に兼ねて行う。ただし、不測の事態により、本大会が中止になった場合には、本大会が中止になった場合には、直近の関東学生弓道選手権大会(リーグ戦)の総的中数の順位によりこれを決定する。

- 2 予選の成績を基に全日本弓道連盟が定める大学数を関東地区代表として選抜する。
- 3 選抜基準は、団体一次予選、二次予選合計(男子 60 射、女子 48 射)の総的中数の順位により決定する。
- 4 同一校で複数チームが選抜数内に順位した場合は、順位を繰り上げる(出場権はチームではなく大学に与えられる)。
- 5 同的中数により規定選抜数を超える場合は、決勝大会の決勝トーナメント進出戦 1 回目(男子 20 射、女子 16 射)の団体総的中数により決定する。ただし、1 回目で決定しない場合は、進出戦 2 回目(男子 20 射、女子 16 射)の団体総的中数により決定する。
- 6 進出戦において決定しない場合は、決勝トーナメント開始前に一手競射、一本競射により決定する。

第 10 章 規約改正

第 110 条 本連盟の規約改正を必要とするときは、委員会において出席加盟校(ただし、委任状を含まず)の 3 分の 2 以上の決議によらねばならない。

第 111 条 本連盟規約と全日本学生弓道連盟規約について、全日本学生弓道連盟規約が全日本学生弓道連盟中央委員会で改正された場合、本連盟規約の対応する箇所も自動的に同時改正されるものとする。

第 11 章 付則

第 112 条 本規約は、昭和 43 年 12 月 1 日の関東甲信越学生弓道連盟の解散の日より有効とする。

《第 61 条 2 付則 リーグ戦日程表編成の基本》

1. 前年度リーグ戦順位により編成することを原則とする。
2. 下部リーグで 5 校に満たない編成の場合は、

4 校編成	3 試合 + 記録会	計 4 試合分確保
3 校編成	同一カード各 2 試合	計 4 試合
2 校編成	同一カード各 4 試合	計 4 試合
3. 試合会場は女子会場を優先する。従って当該校の男子は遠征となる。対戦校の双方が女子会場校となる場合は、節ごと組合せを入れ替える等調整する。
4. 男子試合会場は、原則 自校 2 試合・遠征 2 試合とする。
5. 女子リーグにおいて、会場校から一番遠方の学校を第二試合とする。ただし、当該校が前泊する場合は、第一試合とする。
6. 下部リーグで審判校が派遣できない場合は、直上部リーグの審判校から派遣する。

リーグ戦日程編成表

【5校編成 各校4試合】

第一節	1位校	×	5位校	(審判—3位校／女子会場校)
	2位校	×	4位校	(審判—3位校／女子会場校)
第二節	1位校	×	4位校	(審判—2位校／女子会場校)
	3位校	×	5位校	(審判—2位校／女子会場校)
第三節	2位校	×	3位校	(審判—1位校／女子会場校)
	4位校	×	5位校	(審判—1位校／女子会場校)
第四節	1位校	×	3位校	(審判—4位校／女子会場校)
	2位校	×	5位校	(審判—4位校／女子会場校)
第五節	1位校	×	2位校	(審判—5位校／女子会場校)
	3位校	×	4位校	(審判—5位校／女子会場校)

【4校編成 各校3試合+記録会】

第一節	1位校	×	4位校	(審判—上部リーグ審判校)
	2位校	×	3位校	(審判—上部リーグ審判校)
第二節	1位校	×	3位校	(審判—上部リーグ審判校)
	2位校	×	4位校	(審判—上部リーグ審判校)
第三節	1位校	×	2位校	(審判—上部リーグ審判校)

3位校 × 4位校 (審判—上部リーグ審判校)

第四節 休み週

第五節 男子 160射・女子 80射 記録会

1位校・4位校(相互審判)／2位校・3位校(相互審判)

【3校編成 各校4試合】

前 節 1位校 × 3位校 (審判—2位校／女子会場校)

第一節 2位校 × 3位校 (審判—1位校／女子会場校)

第二節 1位校 × 2位校 (審判—3位校／女子会場校)

第三節 1位校 × 3位校 (審判—2位校／女子会場校)

第四節 2位校 × 3位校 (審判—1位校／女子会場校)

第五節 1位校 × 2位校 (審判—3位校／女子会場校)

【2校編成 各校4試合】

第一節 1位校 × 2位校 (審判—上部リーグ審判校)

第二節 1位校 × 2位校 (審判—上部リーグ審判校)

第三節 休み週

第四節 1位校 × 2位校 (審判—上部リーグ審判校)

第五節 1位校 × 2位校 (審判—上部リーグ審判校)

昭和 43 年 11 月 1 日制定
昭和 44 年 7 月 10 日改正
昭和 45 年 6 月 21 日改正
昭和 46 年 1 月 24 日改正
昭和 47 年 2 月 27 日改正
昭和 51 年 5 月 28 日改正
昭和 52 年 6 月 17 日改正
昭和 53 年 5 月 4 日改正
昭和 54 年 7 月 30 日改正
昭和 58 年 7 月 30 日改正
昭和 60 年 7 月 30 日改正
昭和 62 年 7 月 12 日改正
平成 2 年 5 月 20 日改正
平成 3 年 3 月 24 日改正
平成 3 年 7 月 14 日改正
平成 4 年 9 月 6 日改正
平成 4 年 12 月 13 日改正
平成 5 年 3 月 28 日改正
平成 5 年 5 月 23 日改正
平成 6 年 3 月 20 日改正
平成 6 年 5 月 22 日改正
平成 7 年 12 月 3 日改正
平成 9 年 12 月 7 日改正
平成 12 年 7 月 16 日改正
平成 14 年 10 月 21 日改正
平成 16 年 11 月 28 日改正
平成 17 年 3 月 13 日改正
平成 17 年 5 月 8 日改正
平成 17 年 8 月 28 日改正
平成 17 年 12 月 4 日改正

平成 19 年 4 月 29 日改正
平成 19 年 8 月 11 日改正
平成 20 年 7 月 27 日改正
平成 22 年 3 月 14 日改正
平成 22 年 5 月 30 日改正
平成 23 年 5 月 22 日改正
平成 23 年 7 月 24 日改正
平成 24 年 7 月 22 日改正
平成 26 年 8 月 23 日改正
平成 27 年 8 月 27 日改正
平成 29 年 5 月 14 日改正 第 61 条第 2 項補足
平成 30 年 3 月 11 日改正
平成 30 年 5 月 13 日改正
令和 元年 12 月 22 日改正 執行部内役職新設
令和 4 年 2 月 27 日改正
令和 4 年 8 月 28 日改正